

定 款

株式会社 力士モノ

目 次

第1章 総 則

第1条 商 号	1
第2条 目 的	1
第3条 本店の所在地	1
第4条 機 関	1
第5条 公告方法	2

第2章 株 式

第6条 発行可能株式総数	2
第7条 自己の株式の取得	2
第8条 単元株式数	2
第9条 単元未満株式の買増し	2
第10条 単元未満株式についての権利	2
第11条 株主名簿管理人	2
第12条 株式取扱規則	2

第3章 株主総会

第13条 招 集	3
第14条 定時株主総会の基準日	3
第15条 招集者権および議長	3
第16条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供	3
第17条 決議の方法	3
第18条 議決権の代理行使	3

第4章 取締役および取締役会

第19条 員 数	3
第20条 選任決議	3
第21条 任 期	4
第22条 代表取締役および役付取締役	4
第23条 取締役会の招集権者および議長	4
第24条 取締役会の招集通知	4
第25条 取締役会の決議の省略	4
第26条 取締役会規則	4
第27条 報酬等	4
第28条 取締役の責任免除	4

第5章 監査役および監査役会

第29条 員 数	5
第30条 選任決議	5
第31条 任期	5
第32条 常勤の監査役	5
第33条 監査役会の招集通知	5
第34条 監査役会規則	5
第35条 報酬等	5
第36条 監査役の責任免除	5

第6章 計 算

第37条 事業年度	6
第38条 剰余金の配当等の決定機関	6
第39条 剰余金の配当の基準日	6
第40条 除斥期間	6

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は 株式会社カナモト と称し、英文で Kanamoto Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種動産類の賃貸業、リース、売買、輸出入業、仲立業、修理および保守管理
- (2) 石炭、石油、天然ガスその他の燃料ならびにこれらの副製品の売買、輸出入業、仲立業
- (3) 土木・建築工事およびプラントなどの機械機具設置工事の設計、施工、請負および監理
- (4) 不動産の賃貸借、売買、開発ならびに建物の保守管理
- (5) 倉庫業、貨物運送業および貨物運取扱業
- (6) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (7) 有価証券の保有および運用
- (8) 電子機器およびその部分品の製造、販売ならびに賃貸借
- (9) 工業所有権、著作権等の無体財産権、各種情報処理に関するノウハウ、システム技術、その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、貸与、販売、処分ならびにこれらの仲介
- (10) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業および出版業
- (11) 一般受託計算業務
- (12) 健康トレーニング、スポーツ、研修用施設、旅館および飲食店の経営
- (13) 旅行斡旋業
- (14) 各種イベントの企画、運営、実施
- (15) 古物売買業
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 医療機器の販売ならびに賃貸借等に関する業務
- (18) 前各号に関する調査、企画、研究、開発およびコンサルタント業
- (19) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市におく。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億3,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 単元未満株式を所有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任決議)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会の招集権者および議長は、取締役会の定めるところによる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は8名以内とする。

(選任決議)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

平成26年1月1日

「現行の定款である。」

札幌市中央区大通東3丁目1番地19

株式会社力ナモト
代表取締役 金本寛中

定款内容変更要旨

1991. 3/1

- ・第4条 公告方法の変更

1992. 1/30

- ・第2条「生命保険の募集に関する業務」を追加
- ・「商法等の一部を改正する法律」（平成2年法律第64号）に伴う所要の変更
第7条
- ・「株券等の保管および振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に伴う所要の変更
第8条、第10条、第11条、第25条を変更

1994. 1/27

- ・「商法等の一部を改正する法律」（平成5年法律第62号）に伴う所要の変更
第15条、第16条、第17条、第21条、第23条、第25条の変更または新設
監査役および監査役会に関する章を新設（第5章第26～34条を新設）
第5章新設に伴い計算に関する章・条数の繰下変更（第6章第35～38条）

1994. 9/9

- ・第5条 発行する株式の総数の変更（2,236万株から6,600万株に拡大）

1996. 1/26

- ・第13条（招集地）を追加
第13条追加に伴い「決議の方法」～「除斥期間」の条数の繰下変更（第3章第14条～第6章第39条）

1997. 2/7

- ・第3条（本店の所在地）、第13条（招集地）の変更

1998. 1/30

- ・第2条（目的）、第5条（発行する株式の総数）、第18条（任期）、第20条（役付取締役）、第29条（任期）の変更
- ・第6条、第7条の新設およびそれに伴う条数の繰下変更（第8条～第41条）

2001. 1/30

- ・第22条（役付取締役）の変更
- ・第5章（第29条～第34条）執行役員を追加
- ・第5章（第29条～第34条）追加に伴い条数の繰下変更（第35条～第47条）

2001. 10/1

- ・商法改正（平成13年10月1日施行）に伴う所要の変更
第6条（株式の償却）の削除およびそれに伴う条数繰下変更
第7条、第9条、第10条、第18条、第35条の変更

2003. 1/28

- ・「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）および「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成13年法律第129号）に伴う所要の変更
第6条（新株引受権の付与）、第45条（転換社債の転換と配当）を削除
上記に伴う以降条数の繰上変更
第10条、第24条、第39条、第43条の変更
- ・「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）に伴う所要の変更
第35条（任期）の変更

2004. 1/27

- ・「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）

に伴う所要の変更

第6条（自己株式の買受け）を新設

上記に伴う以降条数の繰下変更

- ・「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）に伴う所要の変更

第9条（名義書換代理人）第3項、第10条（株式取扱規則）の変更、第15条（決議の方法）第2項の新設

2006. 1/27

- ・第4条（公告の方法）、第19条（任期）、第30条（任期）の変更

2007. 1/26

- ・「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されたことに伴う所要の変更

第11、14、25、39、40条、第44条第2項の削除、第4、7、10、14、16、28、36、39条新設、第6、8、9、11、13、17、18、20、21、25、27、30、31、35、37、38、40条の変更

- ・執行役員を別途規則とするための変更

第5章第28～33条削除

- ・監査役の員数の変更

第29条

- ・表現の変更

第8、21条、第22条第2項の削除、第22条第2項新設、第5、12、15、22、23、24、32、33条変更

- ・条文の新設、削除に伴う条数の変更

2008. 1/29

- ・第2条（目的）に「労働者派遣事業」「医療機器の販売ならびに賃貸借等に関する業務」を追加

- ・第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数の変更

- ・第38条（剰余金の配当等の決定機関）、第39条（剰余金の配当の基準日）の第2～3項の新設

- ・第39条（中間配当）の削除

2009. 1/29

- ・「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が平成21年1月5日に施行されたことに伴う所要の変更、第7条、第9条第2項、第10条の一部、第11条第3項の削除。

- ・第9条（単元未満株式の買増し）、第10条（単元未満株式についての権利）（4）の新設

- ・第29条（員数）監査役の員数の変更

- ・条文の新設、削除に伴う条数の変更

2014. 1/ 1

- ・「会社法」第195条第1項の規定に基づき第8条（単元株式数）を変更

- ・附則の新設及び同附則第2条により附則の削除